

# 文化財保護法 (抜粋)

昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号  
最終改正：平成 26 年 6 月 13 日法律第 69 号

## 第 12 章 補則

### 第 3 節 地方公共団体及び教育委員会

(地方文化財保護審議会)

第 190 条 都道府県及び市町村の教育委員会に、条例の定めるところにより、地方文化財保護審議会を置くことができる。

2 地方文化財保護審議会は、都道府県又は市町村の教育委員会の諮問に応じ、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、並びにこれらの事項に関して当該都道府県又は市町村の教育委員会に建議する。

3 地方文化財保護審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

# 川崎市文化財保護条例

昭和 34 年 8 月 3 日

条 例 第 24 号

(目的)

第 1 条 この条例は、川崎市内にある文化財を保存し、かつ、その活用を図りもって市民の郷土に対する認識をたかめるとともに文化の向上発展に貢献することを目的とする。

(指定及び認定)

第 2 条 川崎市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、国又は県が指定する文化財以外の文化財で特に保存及び活用の必要があると認めるものがあるときは、次に掲げるそれぞれの文化財として指定することができる。

(1) 市重要歴史記念物

建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他有形の文化的所産で価値の高いもの、又は考古資料として重要なもの

(2) 市重要習俗技芸

郷土芸能、工芸技術その他無形の文化的所産で歴史上又は芸術上もしくは民俗学上の価値の高いもの

(3) 市重要郷土資料

衣食住、生業、民政、信仰、年中行事、娯楽、芸能等に関する物件で市民生活の推移を理解するための資料として価値の高いもの

(4) 市重要史跡

古墳、寺跡、城跡、旧宅その他の遺跡で学術上の価値が高いもの

(5) 市重要勝地

庭園、林叢、井泉、山岳その他の勝地で芸術上又は観賞上の価値の高いもの

(6) 市重要天然記念物

動植物及び地質、鉱物等で学術上の価値の高いもの

2 前項第 2 号の規定により指定された文化財を保持するものを当該文化財の保持者として認定することができる。

(審議会)

第 3 条 教育委員会に川崎市文化財審議会（以下「審議会」という。）をおく。

2 審議会は、文化財の指定又はその保持者の認定並びに指定又は認定の解除、現状の変更その他必要と認められる事項に関して教育委員会の諮問に応ずる。

第 4 条 審議会は、委員 10 名以内をもって組織する。

2 委員は、文化財に関する学識経験者の中から教育委員会が委嘱する。

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(所有者又は保持者の同意)

第5条 教育委員会が文化財に指定しようとするときは、当該文化財の所有者（権原に基づく占有者を含む。）の申請によるもののほかは当該文化財の所有者の同意を得なければならない。

2 文化財の保持者の認定をしようとする場合もまた前項の例による。

(解除)

第6条 教育委員会は、指定の文化財が次の各号の一に該当する場合は、その所有者又は保持者に対して指定又は認定の解除をすることができる。

- (1) 文化財としての価値を失ったとき。
- (2) 文化財が本市内に所在しなくなったとき。
- (3) 文化財の保持者が本市内に居住しなくなったとき。
- (4) 文化財が国又は県の文化財として指定をうけたとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか教育委員会が解除の理由があると認めたとき。

(告示及び通知)

第7条 教育委員会は、第2条の規定による指定、認定又は前条の規定による解除をしたときは、その旨を告示するとともに所有者又は保持者に通知しなければならない。

(行為の制限)

第8条 指定の文化財が滅失し、又はき損し、若しくは亡失したときは、すみやかにその事由を具し教育委員会に届け出なければならない。

2 指定の文化財の所在を変更し、又は所有権を移転しようとするときは、あらかじめその事由を具し教育委員会に申し出なければならない。

3 指定の文化財の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、あらかじめその事由を具し教育委員会の承認を得なければならない。

(指示又は助言)

第9条 教育委員会は、指定の文化財の所有者又は保持者に対し、その管理及び保護について必要な指示又は助言をするものとする。

(補助)

第10条 教育委員会が指定の文化財の管理及び保護について必要があると認めるときは、市は、これに要する経費の一部を当該所有者又は保持者に対して補助することができる。

(委任)

第11条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則 (抄)

1 この条例は、公布の日から施行する。

## 川崎市文化財保護条例施行規則

昭和 34 年 9 月 22 日教委規則第 2 号

最終改正 平成 8 年 3 月 29 日教育委員会規則第 3 号

(目的)

第 1 条 この規則は、川崎市文化財保護条例（昭和 34 年川崎市条例第 24 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(指定の申請)

第 2 条 条例第 2 条による指定を受けようとする者は、指定申請書に最近の写真その他必要な書類を添えて川崎市教育委員会（以下「委員会」という。）に申請しなければならない。

(文化財指定書及び認定書)

第 3 条 条例第 2 条第 1 項の規定による指定をしたときは、委員会はその旨を告示するとともに所有者に文化財指定書を交付しなければならない。

2 条例第 2 条第 2 項の規定による保持者の認定をしたときは、委員会はその旨を告示するとともに当該保持者に認定書を交付しなければならない。

(解除)

第 4 条 条例第 6 条の規定による指定又は認定の解除をしたときは、委員会はその旨を告示するとともに所有者又は保持者に対して解除を通知しなければならない。

(代執行)

第 5 条 所有者が条例第 9 条の規定による委員会の指示又は助言にそえないとき、又は指定の文化財の管理若しくは保護を所有者に施行させることが適当でない認められるときは、委員会は所有者にかわって必要な措置をすることができる。

(補助の申請)

第 6 条 条例第 10 条の規定により市の補助を受けようとする者は、経費補助申請書に、次の各号に掲げる書類を添えて委員会に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 歳入歳出予算書
- (3) 工事設計書

(補助金の返還)

第 7 条 委員会は、補助金の交付を受けた者が次の各号の一に該当すると認められる場合は、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 不正の手段で補助金の交付を受けたとき。
- (2) 事業施行の方法が適当でなかったとき。
- (3) 指定の文化財を有償にて譲渡し、又は所在を市外に移したとき。

(4) その他文化財の管理、保護等が適当でないとき。

2 補助金の交付を受けた者は、事業完了後1月以内に次の書類を委員会に提出しなければならない。

(1) 収支決算書

(2) 事業報告書

(3) その他必要な書類

(滅失又はき損等)

第8条 条例第8条第1項に規定する指定の文化財が滅失、き損、亡失したときは、市指定文化財の滅失・き損・亡失届を提出しなければならない。

(所在及び所有権の変更)

第9条 条例第8条第2項に規定する所在変更をしようとするときは所在変更申告書を、所有権を移転しようとするときは所有者変更申告書を提出しなければならない。

(現状の変更)

第10条 条例第8条第3項に規定する現状変更(修理復旧を含む。)等の行為をしようとするときは、着手しようとする日の20日前までに現状変更申請書を委員会に提出しなければならない。

(保持者の身分等の変更)

第11条 保持者が住所又は氏名を変更したときは、保持者住所・氏名変更届に認定書を添えて委員会に届け出なければならない。

2 保持者が心身の故障のため保持者としての技能を発現できなくなり、又は他に伝授することが困難となったときは、すみやかに保持者の心身故障届に認定書を添えて委員会に届け出なければならない。

3 保持者が死亡したときは、その相続人又は近親者より保持者死亡届に認定書を添えて届け出なければならない。

(再交付)

第12条 指定の文化財の所有者が文化財指定書(保持者の場合は認定書)を紛失し、若しくは亡失し、又は著しく破損若しくは汚損したときは、文化財指定書再交付申請書を委員会に提出し再交付を受けることができる。

(台帳)

第13条 委員会は、条例第2条による指定文化財の台帳を備え付けるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和36年3月28日教委規則第4号)

この改正规則は、公布の日から施行する。

附 則(平成8年3月29日教委規則第3号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の規則の規定により調整した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

## 川崎市文化財審議会規則

平成26年3月18日教委規則第3号

### 川崎市文化財審議会規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、川崎市文化財保護条例（昭和34年川崎市条例第24号）第3条の規定に基づく川崎市文化財審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

**第2条** 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長及び副会長の任期は、2年とする。ただし、再選されることができる。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第3条** 審議会は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

**第4条** 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

**第5条** この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

### 附 則

この規則は、平成26年5月1日から施行する。